

我孫子市消費者の会

お知らせ

2010年1月20日 第35期 No.10-403号
事務局 〒270-1143 我孫子市天王台3-7-1-201 和田三千代方 TEL 04-7183-1434
<http://www.abikoshi-syouthisyanokai.com/>

新しい年になりました。お元気でしょうか。消費者の会は今年も活動を続けます。特に消費者行政活性化基金を使つての県民提案事業と消費生活展は、会員の皆様のご協力を必要としています。どうぞよろしく。

消費生活の安定及び向上に向けた

県民提案事業

講演会 「食の安全と消費者の権利」
講師 神山美智子弁護士
寸劇 悪質商法にかからないために
日時 2月2日(火) 13:30~16:00
会場 アビスタホール
無料 150名

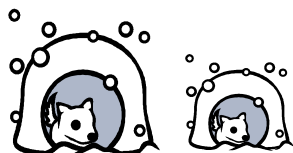
先着150名の方には、ブックレット「ほんとにいいの？健康食品って」を参考資料として配付します。

あなたの財布を狙う悪質商法にかからないようにと、会員が寸劇で啓発します。

もう一つの「緑のカーテンを作しましょう」の講習は3月22日(月・振替休日)に天王台北近隣センター・ホールで開きます。チラシ等は来月に配布します。

今回は3月1日に行う、千葉県消費者団体連絡協議会の提案事業「あなたが主役の消費者庁に！」のチラシを配布します。

講師の中村雅人弁護士は、PL法の制定時、我孫子で講演していただいたことがあります。千葉までいらっしゃる方は、和田へお申込みください。交通費は消費者の会が負担します。すでに10人ほどの申込みがあります。どうぞ、一緒に。



消費生活展にご協力を！

「食と健康を考える 子どものために何かをしよう」

22年2月13日(土) 14日(日)
10:30~16:30

あびこ市民プラザ エスパ3階

チラシを配布しますので、内容をご理解いただけたと思います。この中の体験コーナーで、来場者と共に作るものがあります。昨年・一昨年も好評だった「アクリルたわしやはたき」などと「おひな様の折り紙」「紙で作る立体万華鏡」も体験してもらおうと準備をしています。多くの方の手を必要としますので、是非ご参加ください。

事前の連絡は加藤さん(7105-5292)へ。
*アクリルはたきを作るために古歯ブラシと、プリプリせっけんを作るために蓋付きのガラス容器(150cc以上)が必要。2月1日の定例会か、2日の講演会にご持参ください。

2月定例会

2月1日(月) 13:30~16:00

我孫子南近隣センター 8F 第一会議室

2月から3月の行事の最終的な打合せをします。寸劇の練習もします。是非ご出席ください。

3月定例会の予告

3月8日(月) 13:30~16:00

我孫子南近隣センター 8F 第一会議室

*3月1日が、千葉県消費者団体連絡協議会の提案事業講演会です。我孫子は定例会を第2週に変更しました。

お間違い無く。



市民活動フェア in あびこ 2010

今年も市民活動フェアが開かれます。消費者の会は、アビスタ会場で、パネル展示と、まちづくり分科会の中で、「てがぬまみらい」という学生さん達のグループが「地産地消の料理コンテスト」をするので、そのお手伝いをします。

3月6日(土) 7日(日)

アビスタとけやきプラザ

ボランシカ de あびこ

見たり、聞いたり、歩いたり、企画いろいろ
人・地域をつなげボランシカ

チラシは大まかなことのみですが、是非ご参加ください。

新入会員のご紹介

バス見学会から、3名の方が会員になってくださいました。ご紹介します。

藤木顕斉さん 並木在住

山口宏さん つくし野在住

森芳江さん 東我孫子在住

消費者の会の会員数は118名になりました。そのうち男性が8名です。男性の目から見た社会問題のご指摘を期待しています。よろしく。

市民・近隣センターの使用料について

1月16日の広報あびこに「市民・近隣センター使用料改正の説明会」を市内9カ所で行うと掲載されました。これは市役所で作った「受益者負担のあり方に関する基本方針」に基づくものとのことです。

消費者の会のメンバーが、この基本方針を読んで、一番納得できなかったことは「原価計算方式を取り入れて、各施設の建設費、人件費も受益者に負担してもらおう」というものでした。市側は「施設を利用する人としらない人の税金の使い方の不公平がある」との認識です。利用施設の面積と時間を、使用する人が負担するべきだが、激変緩和措置として今回は2倍から3倍に押さえ、今後4年ごとに見直して行く、と言っています。

私たちは2回ほど団体等に声をかけ集まり

を持ち、疑問点をまとめて要望書にし、21日に市長に申し入れることにしました。裏面に要望書を印刷します。

皆さんのご意見はいかがでしょうか。市は市民の動きを知って、9カ所での説明会を開くことにしました。できるだけこの説明会に出席され、発言して下さるようお願いいたします。その後、市は3月議会に提案することになっています。

「受益者負担のあり方に関する基本方針」を読みたい方は、濱田、和田、伊勢、栗原、加藤にお申し出ください。

「農地法の一部改正のお知らせ」

16日の広報あびこに上記のお知らせが掲載されました。昨年7月号の会の「お知らせ」に書いた根戸新田の農振地域解除の問題は、国の法律では解除できないことがわかり、ひとまずあの農地は保全されることになりました。

今回の農地法改正では、「①農地の減少を食い止め、農地を確保②貸借しやすく、地域と調整し有効活用」が主目的と位置づけられました。

私など高齢者は直接の農業のお手伝いはできませんが、我孫子の貴重な農地の有効活用を願って、今後の市の施策にも協力していくつもりです。

バス見学会終了

1月7日につくば市にある産業技術総合研究所と、みずほの村市場に29名で行きました。

目的の一つは、太陽光発電について学びたいというもの。初めにサイエンススクエアの中にある展示物で、太陽光発電の仕組みと現状、問題点などを詳しく説明いただきました。太陽光発電は、蓄電の技術がもっと進まないこと、エネルギーとしての利用効率が上がらないこと、小型のものも開発されつつあるが、実用に至るにはかなりの年月が必要と。一人ひとりの省エネの大切さも再認識しました。ロボットやテレビ電話など研究の成果が発表されていて、とても有益な見学会でした。